

中小企業



海外展開のツボ

SOMPO リスケアマネジメント

主任コンサルタント

藤原 慎也氏

製造物責任 (Product Liability = PL) リスクは日本国内・海外を問わず、企業にとって無視できないリスクのひとつであるが、国内ではPL法に基づく消費者からの賠償請求は比較的少ない。しかし海外、特に米国では製造物責任を追究する賠償請求訴訟が盛んに行われている。

もともと「製造物責任」

製造物責任リスク

の考え方は米国に端を発しており、その登場以来、米欧をはじめとする先進国が中心の概念であった。しかし近年では、新興国・地域においても製造物責任法にあたる法令の整備が進んでおり、これまでPLリスクの低かった国や地域にも浸透してきている。

主な新興国・地域のPL法規

	制定または施行年	法律名
中国	1993	製品品質法
韓国	2002	製造物責任法
台湾	1994	消費者保護法
タイ	2009	製造物責任法
ベトナム	2011	消費者保護法
マレーシア	1999	消費者保護法

現状では新興国・地域におけるPL訴訟の件数は少なく、賠償請求額も比較的低いと考えられるため、先進国に比べてPLリスクは低いと言える。しかしリスクが潜在している状況であることは間違いない。権利意識の高まりや経済規模の拡大に伴い、このリスクが将来、顕在化することが考えられる。

例えば、米国の賠償事情の特徴のひとつである懲罰

新興国でも権利意識向上

的賠償制度は中国やタイ、台湾といった新興国にも存在している。これは各国・地域のPL法規に基づく訴訟において、被告(企業)の行為が強い非難に値すると認められる場合、通常の賠償金に乗せして支払いが命じられるものであり、新興国・地域でも、経済水準の高まりとあわせて賠償金額の拡大につながる要素となり得る。

国・地域を問わず、製品を出荷する以上は、製品事故をまったく起こさず、また製品事故による賠償請求を完全に回避することは不可能だと言える。

企業は製品事故が起こらないよう設計による安全性の確保、必要な安全防護・保護方策の追加、使用上の安全情報の周知などを実施する必要がある。加えて製品事故への対応や、賠償請求への対策方針も十分に検討した上で海外事業を展開することが大切だ。

2018年5月14日
日経産業新聞